

おおい町商工観光課所管補助金等交付要綱

〔平成20年4月1日
告示第 35 号〕

改正 平成21年9月30日告示第53号
平成23年4月1日告示第65号
平成24年4月1日告示第58号
平成26年4月1日告示第76号
平成26年7月1日告示第141号
平成27年3月24日告示第63号
平成27年7月14日告示第172号
平成28年3月25日告示第75号
平成29年9月26日告示第227号
平成30年3月31日告示第88-2号
平成31年3月25日告示第68号
令和2年4月1日告示第131号
令和2年4月30日告示第184号

(趣旨)

第1条 商工観光課所管に係る補助金の交付に関して、おおい町補助金等交付規則(平成18年おおい町規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、毎年度予算の範囲内において、補助金等を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金等の名称等)

第2条 この告示により交付する補助金等の名称、交付の目的、補助事業者、補助事業の経費の範囲、補助率(定額補助にあつては、補助金の額)及び支出区分は、別表第1のとおりとする。

(事業計画の協議)

第3条 補助金等の交付を受けて補助事業を実施しようとする者は、それぞれの事業について別表第2に定める事業計画協議書を町長が別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金等の交付を受けようとする者(以下「申請

者」という。)は、それぞれの事業について別表第2に定める補助金等交付申請書に収支予算書その他町長が必要と認める書類を添えて別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 規則第5条の規定により補助金等の交付を決定したときの通知は、それぞれの事業について別表第2に定める補助金等交付決定通知書によるものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第6条 規則第6条の規定により補助事業の変更、中止又は廃止する場合においては、別表第2に定める補助事業計画変更承認申請書を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の書類の提出があったときは、その内容について審査し、承認すべきものと認めたときは、様式第5号に定める補助金等変更交付決定通知書により、変更を受けようとする申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第7条 規則第8条の規定により補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)、又は町の会計年度が終了したときは、それぞれの事業について別表第2に定める補助事業実績報告書に収支決算書その他町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金等の交付)

第8条 補助事業者は、補助金等の交付を請求しようとするときは、それぞれの事業について別表第2に定める補助金等交付請求書を町長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、おおい町産業振興課所管補助金等交付要綱(平成18年3月3日告示第85号)の規定によりなされた処分、手続きその他

行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成 21 年 9 月 30 日告示第 53 号）

この告示は、平成 21 年 9 月 30 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日告示第 65 号）

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日告示第 58 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日告示第 76 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 1 日告示第 141 号）

この告示は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日告示第 63 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 14 日告示第 172 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のおおい町商工観光振興課所管補助金等交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後のおおい町商工観光振興課所管補助金等交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日告示第 75 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のおおい町商工観光振興課所管補助金等交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後のおおい町商工観光振興課所管補助金等交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成 29 年 9 月 26 日告示第 227 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のおおい町商工観光振興課所管補助金等交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のおおい町商工観光振興課所管補助金等交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成30年3月31日告示第88-2号）

この告示は、平成30年3月31日から施行する。

附 則（平成31年3月25日告示第68号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第131号）抄

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(商工観光振興課所管補助金等に関する経過措置)

4 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のおおい町商工観光振興課所管補助金等交付要綱、おおい町総合政策課所管補助金等交付要綱及びおおい町農林水産振興課所管補助金等交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後のおおい町商工観光課所管補助金等交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和2年4月30日告示第184号）

この告示は、令和2年4月30日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助金等の名称	交付の目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率 (補助金の額)	支払区分
特産品開発及び生産者育成支援事業補助金	地場ブランド商品の開発、生産者等の育成に対し町費を助成し、地場産業の活性化を図る。	(株)名田庄商会	特産品の開発及び生産者の育成支援等に要する経費	予算で定める額	精算払又は概算払
特産品PR事業補助金	特産品のPRイベント等に対し町費を助成し、特産品の普及推進を図る。	(株)名田庄商会	PRイベント等に要する経費	同上	精算払又は概算払
特産品販売等事業補助金	宅急便、通信販売、卸売、直売などの仕入れ・販売等に対し町費を助成し、販路拡大を図る。	(株)名田庄商会	仕入れ・販売事業等に要する経費	同上	精算払又は概算払
商工業生産組織育成事業補助金	商工会が行う各生産組織の事業に対し町費を助成し、その育成を図る。	商工会	各生産組織の強化推進事業に要する経費	同上	精算払又は概算払
中小企業集団育成事業補助金	商工会に対して、町費を助成し、中小企業の育成を図る。	同上	中小企業の育成に要する経費	予算で定める額	精算払又は概算払
商工業小規模経営指導事業補助金	商工会が行う事業者に対する経営指導事業に対し町費を助成し、事業者の経営安定を図る。	同上	経営指導に要する経費	同上	精算払又は概算払
商工会館整備事業補助金	商工会館の新築及び改修に対し町費を助成し、施設の適正な維持管理を図る。	同上	商工会館の新築及び改修に要する経費	同上	精算払又は概算払

ポイントカード発行機器更新事業補助金	商工会所属のおおいポイントカード会の活動を支援することにより、町内消費意欲の喚起と商工業者の振興に寄与する。	同上	ポイントカード機器の更新に要する経費	同上	精算払
スポーツと健康を軸とした観光まちづくり事業補助金	スポーツと健康を軸として新たな付加価値を付けた観光商品を開発、提供することにより戦略的な観光客誘致を行い交流人口の拡大を目指す。	若狭大飯郡スポーツコミッション検討委員会	スポーツと健康を軸とした観光まちづくり事業に要する経費	予算で定める額	精算払又は概算払
観光協会育成対策事業補助金	観光協会の育成強化を図るとともに、多様化する観光産業の増進に取り組み、地域観光の振興発展に寄与する。	観光協会	協会職員に係る人件費と誘客宣伝活動等に要する経費	予算で定める額	精算払又は概算払
観光振興対策事業補助金	観光協会に対して、町費を助成し、観光事業の振興を図る。	同上	観光事業の振興に要する経費	同上	精算払又は概算払
観光振興組織育成事業補助金	観光産業に従事する者で構成する組織の事業に対し、町費を助成しその育成を図る。	観光産業に従事する者で構成する組織	組織の強化推進事業に要する経費	同上	精算払又は概算払
中小企業振興資金融資利子補給金	経営の合理化及び近代化のために借入れた資金の利息を補填することにより、中小企業の振興、発展を図る。	信用保証協会の保証を受け、町の融資制度を利用した中小企業者	借入利息に要する経費	別に定める額	精算払

福井県信用保証協会信用保証料補給金	経営の合理化及び近代化のために借入れた資金の信用保証協会保証料を補填することにより、中小企業の振興、発展を図る。	信用保証協会の保証を受け、町の融資制度を利用した中小企業者	信用保証協会信用保証料の支払いに要する経費	10/10以内	同上
わかさ大飯マリンワールド基盤整備事業補助金	わかさ大飯マリンワールド計画の整備・推進を図る。	補助事業を行う者	マリンワールド計画の整備・推進を図るための事業に要する経費	予算で定める額	精算払又は概算払
マリンビーチ活用推進事業補助金	長井浜を会場に大人から子どもまで幅広い人々に対して遊びや体験を通して自然と接する機会の提供をサポートし同時に環境への意識の高揚を図る。	マリンビーチの活用を推進しようとする町内の団体等	マリンビーチの活用を推進しようとする団体等の活動に必要な備品等の購入及び活動に要する経費	予算で定める額	精算払又は概算払
全日本オートキャンプ大会費補助金	全日本オートキャンプ大会開催に伴う費用を助成し、地域観光の振興発展を図る。	(株)おおい	全日本オートキャンプ大会開催に必要な経費	予算で定める額	精算払又は概算払
おおいグリーンツーリズム推進委員会補助金	おおいグリーンツーリズム推進委員会の運営経費を助成し、グリーンツーリズムの推進を図る	おおいグリーンツーリズム推進委員会	グリーンツーリズムの推進に必要な経費	予算で定める額	精算払又は概算払
ふるさと消費元気フェア開催事業補助金	ふるさと消費元気フェア開催に伴う費用を助成し、地域経済の活性化と消費拡大を図る。	商工会	ふるさと消費元気フェア開催に必要な経費	予算で定める額	精算払又は概算払
おおい町学生合宿誘致推進事業補助金	将来の観光リピーターとなりうる若年層の誘致を進めるため、高校、大学等の合宿の誘致を図る。	合宿の主催者	合宿を行うために必要な経費	別に定める額	精算払

誘客奨励金助成事業補助金	観光協会が行う誘客事業等に対し町費を助成し、観光客の誘致を図る。	観光協会	観光客の誘致を図るために必要な経費	予算で定める額	精算払又は概算払
観光資源整備事業補助金	観光資源整備事業を実施する団体に対し町費を助成し、観光事業の振興を図る。	補助事業を行う団体	整備を行うために必要な経費	予算で定める額	精算払又は概算払
賑わい創出施設参画者協議会運営補助金	賑わい創出施設参画者協議会の活動を支援することにより、出荷意欲の向上と商品の品質向上を図るとともにうみんぴあ大飯の賑わい創出に資する。	道の駅うみんぴあ大飯参画者協議会	道の駅うみんぴあ大飯参画者協議会の活動に要する経費	予算で定める額	同上
賑わい創出施設出荷者奨励金	賑わい創出施設へ出荷・出店する者に対しその販売等に要した費用の一部を補助することにより出荷意欲の喚起と所得の安定を図るとともにうみんぴあ大飯の賑わい創出に資する。	うみんぴあ大飯賑わい創出施設に出荷・出店する者	販売手数料、テナント料	別に定める額	同上
新経営戦略策定業務補助金	(株)名田庄商会の新たな経営戦略の策定を支援することにより地場産業の活性化を図る。	(株)名田庄商会	新経営戦略の策定に要する経費	予算で定める額	同上
起業促進事業補助金	町内での起業及び新分野に挑戦する個人や法人を支援し、地域に活力を与え、経済を活性化させることにより、町内の需要や雇用を創出すること及びI・J・Uターンの契機創出を図る。	起業を行う者	起業に要する経費	予算で定める額	精算払

おおい町がんばる事業所応援事業補助金	町内の中小企業者及び小規模企業者の販路開拓や観光客の受入れ態勢整備、事業継承に向けた事業改善にかかる取組みに対して支援することより、町の原動力となる中小企業の活性化を図る。	中小企業者及び小規模企業者	販路開拓及び観光客の受入れ態勢整備、事業継承に向けた事業改善に要する経費	予算で定める額	同上
地域活性化イベント支援事業補助金	産業の育成及び町民相互の連帯感づくりや来訪者との交流促進を図るための地域活性化イベント事業の推進のため。	補助金対象事業を行うグループ及び団体	若狭おおいのスーパー大火勢、名田庄星のフィエスタの事業に要する経費	予算で定める額	精算払又は概算払
イベント開催事業補助金	うみんぴあフェスタ等のイベントの開催に対し支援することにより地域の活性化を図る。	町長が認めた団体	イベント開催に要する経費	同上	同上
特産品開発・販売促進等支援事業補助金	特産品販売所における販売を目的にした、町の地元産品を活用した特産品の開発等に対し、その経費の一部を助成することにより、魅力ある特産品づくりの推進を図る。	町民を主体に構成するグループ及び個人事業者等	特産品の開発又は改良、生産流通等に関する調査、人材育成及び製造に必要な機械装置及び農産物パッケージ、補助事業者PRツールの購入等に要する経費	機械装置等を除く経費 1 / 2 以内 (上限10万円) 機械装置等に係る経費 2 / 3 以内 (上限30万円) ただし、「機械装置等に係る経費」において、国、県からの補助金があるときは、当該国、県補助金額を控除した額とする。	同上

<p>おおい町テイクアウト・デリバリー応援事業補助金</p>	<p>テイクアウト及びデリバリーを開始又は拡充した事業者に対し、一定期間の人件費相当分を支援することにより、店舗内での感染予防対策及び町民の生活物資の調達機会の確保並びに飲食業を始めとする小規模事業者の経営の維持及び安定化を図る。</p>	<p>テイクアウト事業者及びデリバリー事業者</p>	<p>テイクアウト及びデリバリー業務に係る人件費相当分の経費</p>	<p>予算で定める額</p>	<p>同上</p>
<p>コロナに負けるな！ふるさと応援便事業補助金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により不自由な生活を送る町外在住の町出身者等に地域特産品を安価で発送する取組みを支援することにより、町内産品のPRと販路の確保を図る。</p>	<p>(株)おおい、(株)名田庄商会</p>	<p>町外在住の町出身者等に地域特産品を安価で発送するために要する経費</p>	<p>予算で定める額</p>	<p>精算払</p>
<p>道の駅出荷者応援事業補助金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により休業となった道の駅の営業再開後の出荷者からの販売手数料の軽減を支援することにより、出荷者の生産意欲の維持及び回復と道の駅の再活性化を図る。</p>	<p>(株)おおい、(株)名田庄商会</p>	<p>道の駅における出荷者販売手数料を軽減するために要する経費</p>	<p>予算で定める額</p>	<p>同上</p>

別表第2（第3条－第8条関係）

補助金等の名称	事業計画協議書	補助金等交付申請書	補助金等交付決定通知書	補助事業計画変更承認申請書	補助金等変更交付決定通知書	補助事業実績報告書	補助金等交付請求書
特産品開発及び生産者育成支援事業補助金	様式第1号	様式第2号	様式第3号	様式第4号	様式第5号	様式第6号	様式第7号
特産品PR事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
特産品販売等事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
商工業生産組織育成事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
中小企業集団育成事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
商工業小規模経営指導事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
商工会館整備事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
ポイントカード発行機器更新事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
スポーツと健康を軸とした観光まちづくり事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
観光協会育成対策事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
観光振興対策事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
観光振興組織育成事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

中小企業振興資金融資利子補給金	—	別に定める	別に定める	—	—	—	別に定める
中小企業振興資金融資信用保証料補給金	—	同上	同上	—	—	—	同上
わかさ大飯マリンワールド基盤整備事業補助金	様式第1号	様式第2号	様式第3号	様式第4号	様式第5号	様式第6号	様式第7号
マリンビーチ活用推進事業補助金	—	同上	同上	同上	同上	同上	同上
全日本オートキャンプ大会費補助金	様式第1号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
おおいグリーンツーリズム推進委員会補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
ふるさと消費元気フェア開催事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
おおい町学生合宿誘致推進事業補助金	—	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
誘客奨励金助成事業補助金	様式第1号	様式第2号	様式第3号	様式第4号	様式第5号	様式第6号	様式第7号
観光資源整備事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
賑わい創出施設参画者協議会運営補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
賑わい創出施設出荷者奨励金	—	別に定める	別に定める	—	—	—	別に定める
新経営戦略策定業務補助金	様式第1号	様式第2号	様式第3号	様式第4号	様式第5号	様式第6号	様式第7号

起業促進事業補助金	—	別に定める	同上	同上	同上	別に定める	別に定める
おおい町がんばる事業所応援事業補助金	—	同上	同上	同上	同上	同上	同上
地域活性化イベント支援事業補助金	様式第1号	様式第2号	様式第3号	様式第4号	様式第5号	様式第6号	様式第7号
イベント開催事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
特産品開発・販売促進等支援事業補助金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
おおい町テイクアウト・デリバリー応援事業補助金	—	別に定める	様式第3号	—	—	別に定める	別に定める
コロナに負けるな！ふるさと応援便事業補助金	—	様式第2号	同上	様式第4号	様式第5号	様式第6号	様式第7号
道の駅出荷者応援事業補助金	—	同上	同上	同上	同上	同上	同上

様式第1号（第3条関係）

第 号

年 月 日

おおい町長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては名称
及び代表者氏名 〕

年度 事業実施計画協議書

年度において下記のとおり 事業を実施したいので、おおい町商工観光課所管補助金等交付要綱第3条の規定により協議します。

記

1 事業実施計画の概要

- (1) 事業の種目
- (2) 事業実施主体
- (3) 事業の現況及び目的
- (4) 事業の概要
- (5) 事業の内容及び経費の配分

2 添付書類

様式第2号（第4条関係）

第 号

年 月 日

おおい町長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあっては名称
及び代表者氏名 〕

年度 補助金交付申請書

年度において 事業補助金の交付を受けたいので、おおい町補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の目的及び内容
- 3 補助事業等の完了の予定期日及び実施計画
- 4 交付申請額
- 5 交付申請額の算出方法
- 6 補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法
- 7 添付書類

様式第3号（第5条関係）

おおい町指令商第 号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては名称及
び代表者氏名 〕

年 月 日付けで申請のあつた 補助金等の交付について
は、次の条件を付して金 円を交付することに決定したので、おおい町補助金
等交付規則第5条の規定により通知する。

年 月 日

おおい町長

条 件

- 1 この補助金等の交付対象となる補助事業の内容は、年 月 日付け補助金等
交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 3 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について
の証拠書類とともに5年間保存すること。
- 4 補助事業の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合又は補助事業を中止若しく
は廃止する場合は、補助事業変更等承認申請書を提出し、町長の承認を受けること。
- 5 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、
延滞なく報告して指示を受けること。
- 6 その他の条件

様式第4号（第6条第1項関係）

第 号

年 月 日

おおい町長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては名称
及び代表者氏名 〕

年度 補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付けおおい町指令商第 号により補助金交付決定のあつ
た 変更
について、下記のとおり 中止 したいので、承
廃止
認されたく、おおい町補助金等交付規則第7条の規定により申請します。

記

- 変更
- 1 中止 の理由
廃止
 - 2 補助金等申請額 既交付決定額 円
変更後の額 円
差引追加（減額）申請額 円
 - 3 変更の内容

様式第5号（第6条第2項関係）

おおい町指令商第 号

住 所

氏 名

〔法人にあつては名称
及び代表者氏名〕

年 月 日付けで申請のあつた 事業の計画変更については、
おおい町補助金等交付規則第7条の規定により申請のとおりこれを承認し、 年
月 日付けおおい町指令商第 号の交付決定通知の一部を下記のとおり変更し
たのでおおい町商工観光課所管補助金等交付要綱第6条第2項の規定により通知する。

年 月 日

おおい町長

記

- 1 変更の対象となつた事業の内容は、当該計画変更承認申請書記載のとおりとし、その他については、 年 月 日付けおおい町指令商第 号の交付決定通知のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとする。

区 分	補助事業に要する経費	補助金の額
当 初	円	円
変 更	円	円

- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記申請書記載のとおりとする。

様式第6号（第7条関係）

第 号

年 月 日

おおい町長 様

補助事業者 住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては名称
及び代表者氏名 〕

年度 補助事業実績報告書

年 月 日付けおおい町指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた
を実施したので、おおい町補助金等交付規則第8条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金等の交付決定額及びその精算額
- 3 補助事業等の実施期間
- 4 補助事業等の成果
- 5 添付書類

様式第7号（第8条関係）

補助金等交付請求書

金額 円

ただし、 年度 費 金

交付決定額 円

既受領額 円

今回請求額 円

上記のとおり 金を（精算、概算）請求する。

年 月 日

おおい町長 様

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあっては名称
及び代表者氏名 〕